# (2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減

勧告	説明図表番号
ア 市町村が申請窓口となる被災者支援制度	
各種の被災者支援制度では、申請書に市町村が発行する罹災証明書、住民票	
及び所得証明書の添付を求めるものが多い。	
このうち、支援制度の申請窓口が市町村である場合、申請の真実性の裏付け	
や諾否の判断は、本来、これら証明書の添付を求めることなく、市町村が保有	
する情報を確認することで行うべきものである。	
調査対象20市町において、市町が申請窓口となる被災者生活再建支援金、災	
害義援金、災害援護資金貸付及び住宅の応急修理に係る申請について、罹災証	
明書、住民票及び所得証明書の添付状況を調査したところ、以下の状況がみら	
れた。	
① 被災者生活再建支援金の支給申請では、1 市町が罹災証明書、10市町が住	図表4-(2)-①
民票の添付を省略している。同支援金は、市町村が申請を受け付け、都道府	
県を経由し、都道府県会館が支給を決定する三層構造の審査を経るため、こ	
れらの市町は、申請者に代わり罹災証明書又は住民票を添付している。	
② 市町村が適用を決定する災害義援金の支給申請、災害援護資金の貸付申請	図表 4-(2)-①
及び住宅の応急修理申請では、次のとおり、一部の市町で証明書の添付が省	(再掲)
略されている。	図表 4-(2)-②
i 災害義援金の支給申請では、調査対象20市町のうち、2市町が罹災証明	図表 4-(2)-③
書、13市町が住民票の添付を省略している。	図表 4-(2)-④
ii 災害援護資金の貸付申請では、調査対象20市町のうち、2市町が罹災証	
明書、7市町が住民票、4市町が所得証明書の添付を省略している。	
iii 住宅の応急修理申請では、調査対象20市町のうち、5市町が住民票と所	
得証明書の添付を省略している。	
これら証明書の添付を省略している市町は、コンピュータ端末の画面確認、	
証明書発行課に対する公用請求などにより対応している。公用請求で対応した	
市町の中には、窓口の混雑緩和のために行ったとする市町、効率的に事務を処理を表する。	
理するため全住民の住民票をあらかじめ用意したとする市町がある。	
一方、証明書の添付を省略していない市町は、添付の省略がかえって事務処	
理の遅れにつながることを未実施の理由に挙げている。	
なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す	
る法律案」では、都道府県が行う被災者生活再建支援金の支給事務、地方公共	
団体が条例で定める防災に関する事務について、個人番号の利用が検討されて	
おり、添付書類省略の取組が更に推進されると考えられる。	

#### 【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、被災者支援制度の申請に係る負担を軽 減するため、都道府県及び市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 被災者生活再建支援金の支給申請では、社会保障・税番号制度の動向も踏ま え、可能な限り、罹災証明書及び住民票の添付を省略すること。(内閣府)
- ② 市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護資金貸付、住宅の応急修理な どの申請では、可能な限り、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略 すること。(厚生労働省)

### イ マンションの応急修理

住宅の応急修理制度は、災害救助法に基づく応急救助の一環として、住家用 建物が半壊以上の被害を受けた世帯に最大52万円を支給するものである。マン ションでは、居室などの「専有部分」のほか、外壁や廊下などの「共用部分」 の修理を行うことができ、例えば100世帯が申請すれば最大5,200万円の応急修 理工事が可能である。宮城県では、101棟計3,521世帯(平成24年3月30日現在) について、マンション共用部分の応急修理が行われている。

マンション共用部分の管理は、通常、管理組合が行っているが、災害救助法 の応急救助の対象が被災者であるため、管理組合は自らマンション共用部分の 応急修理申請を行うことができない。

このため、管理組合は、関係する世帯全ての申請書と添付書類の罹災証明書 などを取りまとめ代理申請を行っているが、マンションの場合、原則として1 棟全体の被害認定を各戸の被害認定とする(「災害に係る住家の被害認定基準 運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当))) ため、同一内容の罹災証明書 を関係世帯の全てが用意しなければならない。

東日本大震災でマンション共用部分の応急修理の実績がある調査対象13市 町のうち3市町では、関係世帯全ての申請書及び罹災証明書を求めるのは実態 に合っていないとして、管理組合による申請を実質的に認めている。また、関 係世帯全ての申請書及び罹災証明書の提出を求めている市町でも、被災者の負 担、市町の事務負担を踏まえ、この取扱いに疑問を呈している。

将来発生が懸念されている大規模災害では、都市部での多数のマンション被 害が予想されており、迅速な応急修理の実施が必要になると考えられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、住宅の応急修理の申請手続について、マンション の共用部分の応急修理申請の添付書類を削減する措置を講ずる必要がある。

#### ウ 登録免許税の免税申請

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 | 図表 4 - (2) - ⑦ 23年法律第29号) 第40条第1項の規定により、被災者が被災した建物の建替え

図表 4-(2)-(5)

図表 4-(2)-6

などのために土地を取得した場合、平成33年3月まで所有権移転登記に係る登録免許税が免税される。

当該免税措置を受けるに当たっては、当該被災代替建物に係る土地の面積要件を疎明するものとして、滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書などを法務局に提出する必要がある。

しかし、登記事項証明書は、法務局が保有している情報に基づき発行するものであり、登録免許税の免除を受けようとする者は、法務局に証明書の発行を申請し、これを取得した後、再び法務局にこれを提出する形となっている。

# 【所見】

したがって、法務省は、登録免許税の免税措置に必要な添付書類のうち、法務局が保有する情報と同一のもの(滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書)については、これを省略する必要がある。

図表 4 - (2) - ① 調査対象 20 市町における被災者支援制度の申請に係る証明書類の添付状況

(単位:市町)

	罹災証明書			住民票			所得証明書					
区 分 添付 添付省略			添付 添付省略		添付	添付省略						
			端末	公用			端末	公用			端末	公用
			確認等	請求			確認等	請求			確認等	請求
被災者生活 再建支援金	19	1		1	10	10		10	l	l	l	_
災害義援金	18	2	2		7	13	7	6		-	-	_
災害援護 資金貸付	18	2	2		13	7	7		16	4	4	
住宅の応急 修理	20				15	5	2	3	15	5	2	3

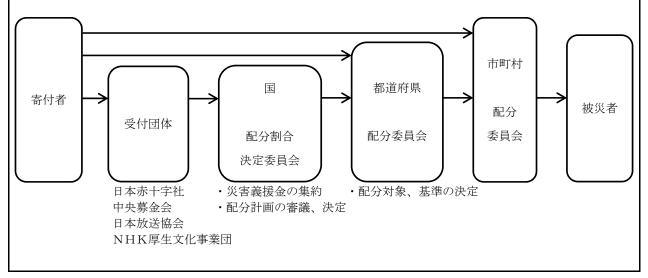
- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 平成24年3月末現在の状況である。

# 図表4-(2)-② 災害義援金制度の概要

### 【東日本大震災における災害義援金の基本的な流れ】

- ・ 災害義援金は、①日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の 受付団体、②都道府県、③市町村に寄せられた。
- ・ 受付団体に寄せられた災害義援金について、国は、学識経験者、受付団体代表者及び被災都 道県代表者で構成される義援金配分割合決定委員会を設置した。同委員会において、被災都道 県への義援金の配分割合が審議され、これを受付団体に示した。
- ・ これを受けて、義援金は、先ず受付団体から被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分 委員会で被災者への配布基準が定められた上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で被災 者に届けられた。その際、要件に該当する被災者は、市町村に支給申請等を行い、義援金を受 け取っている。

また、都道府県、市町村に寄せられた災害義援金についても、義援金配分委員会で被災者への配布基準が定められた上で、銀行口座振込などの形で被災者に届けられた。



(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

#### 図表4-(2)-③ 災害援護資金貸付制度の概要

災害 予慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき、市町村が災害により世帯主が負傷又は住居、家財の損害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける制度。

## 【貸付対象、貸付限度額】

- ・ 世帯主が震災で1か月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯
  - ア 当該負傷のみ:150万円
  - イ 家財の三分の一以上の被害:250万円
  - ウ 住居の半壊:270万円
  - エ 住居の全壊:350万円
- ・ 住居の半壊又は全壊・流出の被害、家財の1/3以上の被害があった世帯
  - ア 家財の三分の一以上の被害:150万円
  - イ 住居の半壊:250万円
  - ウ 住居の全壊(エの場合を除く):270万円
  - エ 住居の全体の滅失又は流出:350万円
- ※ 世帯人員により、所得制限がある。

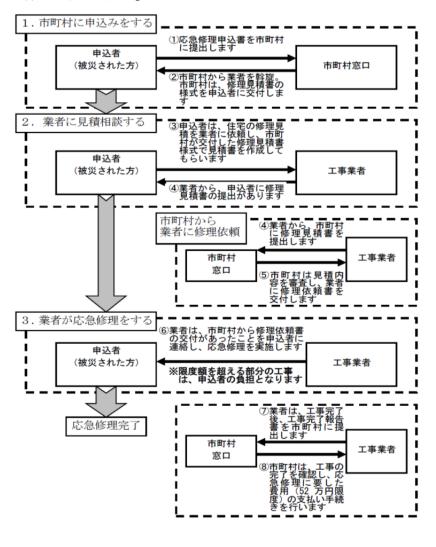
# 【貸付利率、据置期間、償還期間】(東日本大震災における措置)

- ・ 貸付利率:無利子(保証人を立てない場合年1.5%)
- 据置期間:6年以内(特別の場合5年)
- ・ 償還期間:13年以内(据置期間を含む)
- (注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

# 図表4-(2)-④ 住宅応急修理制度の概要

災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、市町村が、半壊若しくは半焼した住家用建物を、被害を受けた世帯に代わって指定業者に依頼し、一定の範囲内で応急的な修理する制度。

### 【応急修理事務の基本的な流れ】



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 4-(2)-(5) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 21 年 6 月内閣府 (防災担当)) < 抜粋 >

# 8. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。

図表 4 - (2) - ⑥ マンション共用部分の応急修理に係る申請書及び罹災証 明書の添付状況

<b>址</b> 字冠 <i>宁</i>	由建畫將			
被害認定	申請書類	修理申請書	罹災証明書	
1 抽入床 (7 去町)	1棟全体で1通	2 市町	2 市町	
1棟全体(7市町)	世帯別に必要	5 市町	5 市町	
世帯別(6市町)	1棟全体で1通	1市町	不要	
	世帯別に必要	5 市町	5 市町	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 平成24年3月末現在の申請状況である。
  - 3 世帯別に被害認定を行いながら、申請書類が1棟全体で1通の市町は、共用部分の修理申請の前に、世帯ごとに専有部分の修理申請が行われていたため、共用部分の申請を省略したものである。

図表4-(2)-⑦ 登録免許税の免税申請(被災建物の建替え等のために土地を取得した場合)の概

被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地として取得をした一定の土地についての 所有権の移転又は賃借権等の設定・移転の登記で、平成23年3月11日から33年3月31日までの 間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除される。

#### 【対象者】

被災した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の所有権の保存又は移転の登記で、登録免許税の免税措置の適用を受ける建物被災者等

#### 【免税対象土地】

## 対象となる土地

- ①被災代替建物の敷地の用に供される土地
- ②被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地
- ③被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地
- (注) 対象となる土地は、以下の面積制限を超えない部分の土地に限る。

#### 【面積制限】

免税対象となる土地の面積は、次の(1)又は(2)のいずれか大きい面積が限度となる。

- (1) 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積
- (2) 被災代替建物の種類に応じて計算した次の面積

イ 個人が再取得する住宅用の建物・・・滅失建物等の床面積の合計の2倍の面積 ロ イ以外の建物・・・・・・・・・・滅失建物等の床面積の合計の6倍の面積

#### 【面積制限を超えないことを明らかにする書類 (例示)】

- ア 滅失建物等の床面積を基準とする場合
  - 滅失建物等の登記事項証明書
    - 滅失建物等の固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
    - ・ 滅失建物等の罹災証明書(滅失建物等の床面積が記載されている場合)
    - 滅失建物等の建築確認通知書等建築確認関係書類
- イ 滅失建物等の敷地の面積を基準とする場合
  - 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書
  - 滅失建物等及び土地の固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
  - 減失建物等の建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書
- (注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。